

答申第 49 号  
平成16年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三様

情報公開審査会  
会長 錦織成史

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成15年10月21日付け諮問第74号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 社会福祉法人等の特別監査の実施結果について（復命）（平成14年9月30日付け復命、平成14年9月12日実施分）
- 2 社会福祉法人等の指導監査の実施について（復命）（平成14年9月30日付け復命、平成14年9月24日実施分）
- 3 社会福祉法人等指導監査に係る改善について（報告）（平成14年12月9日付け（福）第17号）
- 4 社会福祉法人等指導監査に係る改善について（報告）（平成14年12月9日付け（社福）第10号）
- 5 社会福祉法人等指導監査に係る改善について（報告）（平成14年12月6日付け（福）第131号）
- 6 理事会の開催予定等について（平成14年9月11日付け豊岡健康福祉事務所）
- 7 理事会の開催結果等について（平成14年9月13日付け豊岡健康福祉事務所）
- 8 社会福祉法人 のその後の状況等について（平成14年9月20日付け豊岡健康福祉事務所）

(別紙)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

次の文書に係る部分公開の決定において、異議申立人が公開を求める情報のうち、別表の「公開すべき情報」欄に掲げるものは公開すべきであるが、その余の部分に係る非公開の決定は妥当である。

- 1 社会福祉法人等の特別監査の実施結果について(復命)(平成14年9月30日付け復命、平成14年9月12日実施分)
- 2 社会福祉法人等の指導監査の実施について(復命)(平成14年9月30日付け復命、平成14年9月24日実施分)
- 3 社会福祉法人等指導監査に係る改善について(報告)(平成14年12月9日付け(福)第17号)
- 4 社会福祉法人等指導監査に係る改善について(報告)(平成14年12月9日付け(社福)第10号)
- 5 社会福祉法人等指導監査に係る改善について(報告)(平成14年12月6日付け(福)第131号)
- 6 理事会の開催予定等について(平成14年9月11日付け豊岡健康福祉事務所)
- 7 理事会の開催結果等について(平成14年9月13日付け豊岡健康福祉事務所)
- 8 社会福祉法人 のその後の状況等について(平成14年9月20日付け豊岡健康福祉事務所)

### 第2 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、第1記載の8件の公文書(以下それぞれ、「本件公文書1」、「本件構文書2」、「本件公文書3」、「本件公文書4」、「本件公文書5」、「本件公文書6」、「本件公文書7」、「本件公文書8」という。また、これらを合わせて「本件公文書」という。)の公開請求に対して、知事(以下「実施機関」という。)が、平成15年5月30日付けで行った部分公開決定(以下「本件処分」という。)のうち、別表の「本件処分で非公開とされた部分のうち、異議申立人が公開を求める情報」欄に掲げる情報に係る決定を取り消し、公開するよう求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書及び意見陳述において述べられた異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

- (1) 社会福祉法人 (以下「本件社会福祉法人」という。)に対する寄附者等の氏名に関

する情報（別表の 、 及び ）

本事案の寄附行為は本件社会福祉法人が準備すべき資金を担保するため、公的資金の借入れを行い、この償還財源として行われたものであり、なんら個人情報として秘匿すべき理由はない。むしろ、寄附、贈与の信用度を公的に明らかにする義務が、本件社会福祉法人にも監督所轄庁にもあるというべきである。まして贈与契約不履行の重大な問題が発生していることは、当該法人の運営に重大な支障を来すものであり、関係者住民にとって死活の重要問題である。

(2) 本件社会福祉法人の理事の退職理由に関する情報（別表の 及び ）

社会福祉法人の理事の氏名、就任・退任の情報は、もともと公表するものであり、なんら個人情報として秘匿すべき理由はない。退任した理事は、任期途中で、本件社会福祉法人の理事長の経営する建設会社（以下「建設会社」という。）の倒産、理事長の行方不明、監督所轄庁による特別監査実施という非常事態の直後の緊急理事会において退任の承認を求めたものであり、同法人も監督所轄庁も同理事の退任の経過と理由を積極的に説明する義務がある。

(3) 本件社会福祉法人が契約していた工事施工業者の名称に関する情報（別表の 及び ）

当該業者は本件社会福祉法人とのデイサービスセンター建設工事の請負契約を終了していたものであり、業者名は、公開しても競争上不利益を生じる秘匿すべき情報ではない。一方、地域住民にとっては介護施設として必要なデイサービスセンターの建設状況を把握するため、必要不可欠な情報である。

(4) 本件社会福祉法人の顧問弁護士の氏名に関する情報（別表の 、 、 及び ）

建設会社が倒産し、理事長等責任者が不在となる中で山東町長にも相談して選任した弁護士であり、地域住民及び利害関係者がその氏名を知ることが「法人の取引上の秘密に関する情報」として排除されるべきではない。

(5) 建設会社の顧問弁護士の氏名に関する情報（別表の 及び ）

建設会社が倒産し、責任者たる社長が公衆の前に姿を現さない状況のもとで地域住民及び利害関係者が顧問弁護士の氏名を知ることが、「法人の取引上の秘密に関する情報」として排除されるべきではない。

また、建設会社の倒産公表の際には代理人弁護士名が同社門前に掲示され、広く新聞報道等が行われた経過があり、なんら秘匿すべき情報ではない。

(6) 本件社会福祉法人の理事会議事録のうち、第3号議案に係る説明及び質疑に関する情報（別表の 及び ）並びに理事会資料の示談書のうち、示談成立条件がわかる情報（別表

の 及び )

本件社会福祉法人の資金が不法不正に建設会社へ流用されていた問題の解決を図るものであり、問題の本質から「法人の内部管理に属する情報」とはいえない。

また、城崎町、竹野町、大屋町、山東町等が多額の建設運営補助金と借入金返済についての公費支出を行っていることから、地域住民が本件社会福祉法人の債権債務の状況を知ることが当然のことである。

- (7) 本件社会福祉法人の理事会資料の示談書のうち、取引内容がわかる情報(別表の 及び )

上記(6)で述べた問題の解決を図るための示談書に記載されている本件社会福祉法人と建設会社との取引内容であり、問題解決の核心をなすものであって、「法人の取引上の秘密に関する情報」とはいえない。

### 第3 実施機関の説明要旨

非公開理由説明書、非公開理由補足説明資料及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

#### 1 本件公文書について

本件公文書1及び2は実施機関が指導監査を行った際の復命書であり、指導監査での問題点・指摘事項が記載されている。

本件公文書3、4及び5は指導監査で指導を受けた社会福祉法人が改善方法を報告するための改善報告書であり、改善事項、改善方法を検討した社会福祉法人の理事会議事録、参考資料が添付されている。

本件公文書6、7及び8については、運営指導にあたっての社会福祉法人役員と県担当者との対応時の報告書である。

#### 2 情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。)第6条第1号の該当性について

- (1) 本件公文書2、3及び5において非公開とした「寄附者の氏名」、「贈与契約の相手方」及び「寄附者の分かる部分」は、本件社会福祉法人が運営している「特別養護老人ホーム」建設時に「独立行政法人福祉医療機構」(その当時「社会福祉・医療事業団」)から借り入れた建設資金の償還に係る資金の贈与者の氏名(寄附者の分かる部分)が記載されている。(別表の、及び)

寄付行為は、当該個人の自由の意思でなされたもので、個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人が識別される情報のうち、通常他人に知られたくないと認められるものであると考えている。

- (2) 本件公文書4及び5において非公開とした「理事の退職理由」は、本件社会福祉法人の

特定の理事の退職理由が記載されている。(別表の 及び )

社会福祉法人の役員である理事長、理事及び監事並びに法人設立代表者(予定者)の氏名はもともと公にすることを前提とした個人情報であることから理事氏名は公開しているが、退職理由は、理事が退職するにあたっての個人の特別な事由が記載されており、個人のプライバシーに関する情報であって、通常他人に知られたくないと認められるものであると考えている。

(3) したがって、以上の情報は、条例第6条第1号に該当するものと解する。

### 3 条例第6条第2号の該当性について

(1) 本件公文書1及び8において非公開とした「工事施工業者名」及び「工事業者の名称」は、本件社会福祉法人が新規開設をしようとしていたデイサービス事業に係る工事契約をしていた業者名が記載されている。(別表の 及び )

本件公文書4、5、6、7及び8において非公開とした「顧問弁護士氏名」、「顧問弁護士を特定できる部分」、「建設会社の顧問弁護士氏名」及び「弁護士氏名」は本件社会福祉法人及び建設会社の顧問弁護士氏名が記載されている。(別表の 、 、 、 及び )

本件公文書4及び5において非公開とした「理事会資料の示談書のうち取引内容がわかる部分」は、本件社会福祉法人が建設会社に支払うこととなっていた取引内容が記載されている。(別表の 及び )

これらの情報は、本件社会福祉法人の取引の相手方業者名、顧問弁護士氏名、取引内容に関する情報などであり、当該法人が事業活動を行うに当たって必要な業務委託等当該法人の取引情報であるとともに、相手先法人等にとっても顧客又は受託先法人名等が明らかとなる情報であり、法人の取引上の秘密に関する情報であって、公にすることにより当該法人の公正な競争上の利益が損なわれるおそれがあると認められるものと考えている。

(2) 本件公文書4及び5において非公開とした「理事会議事録のうち、第3号議案に係る説明及び質疑の部分」及び「理事会資料の示談書のうち、示談成立条件(ただし、1を除く。)」は、示談を取り交わすに至った経過、その示談書締結内容が記載されている。(別表の 、 、 及び )

これらの情報は、本件社会福祉法人が資金回収のために必要な取引情報であるとともに、示談の相手先法人にとっても毎月の債務が明らかとなる情報である。したがって、これらの情報は、法人の経理事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人の公正な事業活動が損なわれるおそれがあると認められるものと考えている。

(3) したがって、以上の情報は、条例第6条第2号に該当するものと解する。

#### 第4 審査会の判断

##### 1 本件公文書の概要について

###### (1) 本件公文書 1

本件公文書 1 は、実施機関が平成 14 年 9 月 12 日に本件社会福祉法人に対して実施した指導監査（特別監査）の復命書である。

###### (2) 本件公文書 2

本件公文書 2 は、実施機関が平成 14 年 9 月 24 日に本件社会福祉法人に対して実施した指導監査（一般監査）の復命書である。

###### (3) 本件公文書 3

本件公文書 3 は、本件社会福祉法人に対する指導監査の結果を受けて、同法人が実施機関に提出した報告書である。

###### (4) 本件公文書 4

本件公文書 4 は、本件社会福祉法人の経営する特別養護老人ホーム に対する指導監査の結果を受けて、同法人が実施機関に提出した報告書である。

これには平成 14 年 11 月 21 日に開催された同法人の理事会の議事録（以下、「本件議事録」という。）及び同日の理事会資料が添付されている。

この理事会資料には、平成 14 年 10 月 1 日に同法人と特定の株式会社（以下、「示談相手先会社」という。）が締結した「示談書」及び同法人設立前の平成 3 年 9 月 16 日に 2 名の個人と法人設立代表者代理人の 3 者が締結した「贈与契約書」が含まれている。

###### (5) 本件公文書 5

本件公文書 5 は、本件社会福祉法人の経営する特別養護老人ホーム に対する指導監査の結果を受けて、同法人が実施機関に提出した報告書である。

これにも理事会議事録及び理事会資料が添付されているが、本件公文書 4 と同じものである。

###### (6) 本件公文書 6、7 及び 8

本件公文書 6、7 及び 8 は、上記(1)及び(2)に記載した指導監査の前後において、実施機関の職員が本件社会福祉法人の理事等から受けた報告等をその都度まとめたものである。

##### 2 本件公文書の非公開情報について

本件公文書 1 から 8 において、実施機関が非公開とした情報のうち、異議申立人が公開を求め

ている情報は別表の から のとおりであるが、これを整理すると次のとおりである。

- (1) 本件社会福祉法人に対する寄附者等に係る情報（別表の 、 及び 。以下「非公開部分1」という。）
  - ア 前記贈与契約書により、同法人に毎年一定の金額を贈与することとなっている個人（贈与契約書では実名を表示した上、「甲」と略称している。贈与契約書以外では「寄附者」として実名を表示している。以下「甲」という。）の氏名（別表の 、 及び ）
  - イ 前記贈与契約書により、甲が贈与できないとき又はできなくなったときは、その贈与を代替し又は残余の贈与を継承して行うこととなっている個人（贈与契約書では実名を表示した上、「丙」と略称している。以下「丙」という。）の氏名（別表の 及び ）
  - ウ 丙の経営する企業名等甲及び丙を特定できる情報（別表の ）
- (2) 本件社会福祉法人理事の辞任理由に係る情報（別表の 及び 。以下「非公開部分2」という。）
- (3) 工事業者の名称（別表の 及び 。以下「非公開部分3」という。）
- (4) 弁護士の氏名に係る情報（以下、「非公開部分4」という。）
  - ア 本件社会福祉法人が相談した弁護士の氏名及び所属事務所名等同人を特定できる情報（別表の 、 、 及び ）
  - イ 建設会社の顧問弁護士の氏名（別表の 及び ）
- (5) 本件示談の内容に係る情報（以下、「非公開部分5」という。）
  - ア 本件議事録のうち、第3号議案に関する説明及び質疑の部分（別表の 及び 。以下「非公開部分5-1」という。）
  - イ 理事会資料の示談書のうち示談成立条件（ただし、1の項を除く。）（別表の 及び 。以下「非公開部分5-2」という。）
  - ウ 理事会資料の示談書のうち、取引内容がわかる部分（別表の 及び 。以下「非公開部分5-3」という。）

### 3 条例第6条第1号の該当性について

実施機関は、非公開部分1及び2について、条例第6条第1号に該当するとして非公開としているので、以下検討する。

#### (1) 条例第6条第1号

条例第6条第1号は、公開請求に係る公文書に「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にす

ることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が記録されている場合は、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。これは、情報公開制度において、個人のプライバシーを最大限に保護し、個人の尊厳と自由を守ることを目的とした趣旨であると解される。

## (2) 非公開部分 1

ア 一般に、特定の個人が特定の社会福祉法人に対して寄附を行ったり、贈与契約を締結することは個人の私的行為であって、そのような行為を行ったという情報は、通常他人に知られたくないものであると認められるため、条例第6条第1号に該当すると考えられる。

イ しかし、本件のように、社会福祉法人の施設建設のための借入金の償還財源としてその法人に贈与を行う行為について言えば、社会福祉法人の設立認可に当たっての監督官庁の審査の対象には、借入金の償還財源が確保されているかという点が含まれていること、また、社会福祉法人に対する継続的な指導、監査の対象には、当該借入金の償還が適正に行われているかという点が含まれていることからして、そのような贈与は、純粋な私的行為とは言い難く、公的性格を帯びているものと考えられる。よって、贈与できなくなった場合は、その理由の如何にかかわらず、法人の運営に支障が生じたものとして、公的責任が問われることになる。

したがって、社会福祉法人の施設建設のための借入金の償還財源としてその法人に贈与を行う契約を結びながら、贈与できなくなった者についての情報は、条例第6条第1号に該当しないと考えられる。

ウ 本件では、甲が本件社会福祉法人に毎年贈与すること及び甲が贈与できなくなったときは丙が代わって贈与することを内容とする贈与契約が締結されており、このことをもって、借入金の償還財源が確保されているとして、法人認可が行われたという事情がある。

また、本件議事録の公開部分によると、甲及び丙がともに自己破産の避けられない状態になったため、両名とも上記贈与契約を履行できなくなったことが明らかになっている。

エ したがって、甲及び丙とも公的責任が問われるものであり、非公開部分1、すなわち、甲及び丙の氏名並びに丙の経営する企業名等両名を特定できる情報は、条例第6条第1号には該当しないものとして、公開されるべきであると判断する。

## (3) 非公開部分 2

ア 社会福祉法人の理事の氏名及び就任・退任の情報は、条例第6条第1号に該当するという事由がないため、実施機関において従来から公開されてきたところである。

しかし、理事の辞任理由については様々なケースがあり得ることから、辞任理由が条例第



6条第1号に該当するか否かは、個別的に判断する必要がある。

本件議事録中の非公開部分2には、特定の理事が辞任を申し出る理由として挙げた個人的な事情が記載されており、当該部分は、特定の個人が識別される情報であって、通常他人に知られたくないと認められるものであると言える。

イ 異議申立人は、建設会社の倒産、監督官庁による特別監査の実施といった事態の直後に辞任している点を挙げて、理事として辞任理由を明らかにする義務があると主張するが、本件社会福祉法人が当時置かれていた状況を考慮しても、当該理事の個人的な事情まで公開しなければならぬような特別な状況にあったとは考えられない。

ウ したがって、非公開部分2は、条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当するものと判断する。

#### 4 条例第6条第2号の該当性について

実施機関は、非公開部分3、4及び5について、条例第6条第2号に該当するとして非公開としているので、以下検討する。

##### (1) 条例第6条第2号

条例第6条第2号は、公開請求に係る公文書に「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記録されている場合は、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。これは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上の法律上保護されるべき正当な利益の侵害を防止することを目的とした趣旨であると解される。

なお、同号ただし書きは、「人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。」と定めている。これは、同号本文に該当する情報であっても、事業を営むものの社会的責任という観点から、このような情報については、公にする公益上の必要性があるため、公開しなければならないという趣旨であると解される。

##### (2) 非公開部分3

ア 非公開部分3が公になると、本件社会福祉法人がデイサービスセンターを建設するに当たって、同法人と特定の工事施工業者とが取引関係にあったことが明らかになる。

一般に、事業者間の個々の取引に関する情報は、これを公開すれば両当事者の有する公正な競争上の利益を害するおそれがあり、条例第6条第2号に該当すると考えられる。本件のように一方の当事者が社会福祉法人であっても同様である。

イ 異議申立人は、当該工事が中断し、契約も終了している点を指摘し、秘匿すべき情報ではないと主張するが、取引関係が終了したとしても、それだけでは、上述したような競争上の利益を害するおそれが無くなったとは言い切れない。

ウ また、異議申立人は、地域住民にとってデイサービスセンターの建設状況を把握するために必要な情報であると主張するが、地域住民の関心が高かったとしても、それだけでは、本件社会福祉法人と業者の有する公正な競争上の利益が損なわれてもやむを得ないとは言えない。

なお、条例第6条第2号ただし書に掲げられたような事業活動が行われていた場合は公開しなければならないが、そのような事業活動はなかったものと考えられる。

エ したがって、非公開部分3は、条例第6条第2号に規定する非公開情報に該当するものと判断する。

### (3) 非公開部分4

ア 非公開部分4が公になると、本件社会福祉法人及び建設会社とそれぞれの特定の弁護士とが取引関係にあったことが明らかになる。上記(2)ア後段で述べたとおり、このような情報は、基本的には条例第6条第2号に該当すると考えられる。

なお、弁護士は依頼主名を明らかにして活動している場合が少なくないが、それは必要な範囲内で明らかにしているのであって、そのことをもって弁護士と依頼主との関係が非公開情報に当たらないと判断することはできない。

イ 異議申立人は、責任者が不在である等の事情を挙げて、地域住民及び利害関係者が弁護士の氏名を知ることが「法人の取引上の秘密に関する情報」として排除されるべきではないと主張するが、地域住民や利害関係者が弁護士の氏名を知る必要性があるとしても、それだけでは、当該弁護士や法人等の有する公正な競争上の利益が損なわれてもやむを得ないとは言えない。

なお、条例第6条第2号ただし書に掲げられたような事業活動が行われていた場合は公開しなければならないが、そのような事業活動はなかったものと考えられる。

ウ また、異議申立人は、建設会社の顧問弁護士氏名については、既に掲示、報道されていると主張するが、仮にそのような事実があったとしても、現時点で誰もが知り得る状況ではないことから、公文書公開において公開して構わないということにはならない。

エ したがって、非公開部分4は、条例第6条第2号に規定する非公開情報に該当するものと判断する。

(4) 非公開部分 5

ア 本件議事録中の非公開部分 5 - 1 には示談書締結に至る経過及び示談の詳細な内容が記載されている。また、本件示談書中の非公開部分 5 - 2 には示談の詳細な内容が記載されている。

これらの情報は公になっていないものであり、かつ、当事者である本件社会福祉法人及び示談相手先会社の双方にとって個別の取引の内容であって、取引上の秘密に関する情報とすることができる。

よって、これらの情報を公開すれば両当事者の有する公正な競争上の利益を害するおそれがあると考えられる。

イ 異議申立人は、本件示談が本件社会福祉法人の資金流用といった問題の解決を図るための示談であること、また、地域住民にとって多額の公費を受けている同法人の債権債務の状況を知ることは当然であることから、上記非公開部分は公開されるべきであると主張するが、そのような事情があるにしても、それだけでは、同法人や示談相手先会社の有する公正な競争上の利益が損なわれてもやむを得ないとは言えない。

なお、本件示談に関連して条例第 6 条第 2 号ただし書に掲げられたような事業活動が行われていた場合は公開しなければならないが、そのような事業活動はなかったものと考えられる。

ウ 本件示談書中の非公開部分 5 - 3 は、本件示談の対象となる金銭に係る本件社会福祉法人と建設会社間の取引内容を簡単に記述することにより、当該金銭の性格を説明している部分である。この部分は同法人と建設会社との間の取引情報と言えるが、条例第 6 条第 2 号は公にすることによって法人の正当な利益を害するおそれのある情報を非公開とするのがその趣旨である。

実施機関は、同法人に対する指導監査の際に、本件示談の対象となる金銭に係る支出に関して指摘し、報告を求めている。社会福祉法人の監査の内容や結果については、原則として非公開情報には該当しないものであって、本件においても、上記支出に関連する情報は基本的には非公開情報でないと考えられる。本件示談は上記支出に係る金銭の返済に関するものであるので、その金銭の説明部分である非公開部分 5 - 3 は、特段の事由がない限り公開されるべきものである。

非公開部分 5 - 3 を非公開にすることによって守られる正当な利益は示談の当事者及び建設会社のいずれにも見当たらないと言わざるを得ない。

エ したがって、非公開部分 5 - 1 及び 5 - 2 は条例第 6 条第 2 号に規定する非公開情報に該当するが、非公開部分 5 - 3 はこれに該当せず、公開すべきであると判断する。

5 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

別表

	本件処分で非公開とされた部分のうち、異議申立人が公開を求める情報	公開すべき情報
本件公文書1	[今後の資金計画見通し]のうち、工事施工業者名	
本件公文書2	(社福) 法人本部指導監査講評(H14.9.24 実施)「理事会及び会計管理」のうち、寄附者の氏名	寄附者の氏名
本件公文書3	別添「訂正又は改善の状況」のうち、贈与契約の相手先	贈与契約の相手先
本件公文書4	理事会議事録のうち、理事の退職理由	
	理事会議事録のうち、第3号議案に係る説明及び質疑の部分	
	理事会資料の示談書のうち、示談成立条件(ただし、1を除く。)	
	理事会資料の示談書のうち、取引内容がわかる部分	取引内容がわかる部分
	理事会議事録及び理事会資料のうち、顧問弁護士の氏名	
本件公文書5	理事会議事録のうち、理事の退職理由	
	理事会議事録及び理事会資料のうち、寄附者等のわかる部分	寄附者等のわかる部分
	理事会議事録のうち、第3号議案に係る説明及び質疑の部分	
	理事会資料の示談書のうち、示談成立条件(ただし、1を除く。)	
	理事会資料の示談書のうち、取引内容がわかる部分	取引内容がわかる部分
	理事会議事録及び理事会資料のうち、顧問弁護士の氏名	
本件公文書6	4(3)のうち、顧問弁護士を特定できる部分	
本件公文書7	4(1)及び(5)のうち、建設会社の顧問弁護士氏名	
本件公文書8	4(3)のうち、工事業者の名称	
	4(4)及び5のうち、弁護士氏名	

(参考)

審査の経過

年月日	経過
15.10.22	・ 諮問書の受領
15.11.27	・ 実施機関の非公開理由説明書の受領
15.12.10	・ 異議申立人の意見書の受領
15.12.19 (第150回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取
16.1.23	・ 異議申立人の意見書等の閲覧の申出に対する決定
16.1.28 (第151回審査会)	・ 異議申立人から意見を聴取
16.2.20	・ 実施機関の非公開理由補足説明資料の受領
16.2.23 (第152回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由の補足説明を聴取
16.3.22	・ 異議申立人の意見書等の閲覧の申出に対する決定
16.3.23 (第153回審査会)	・ 審議
16.4.9	・ 異議申立人の意見書の受領
16.5.21 (第154回審査会)	・ 審議
16.6.25 (第155回審査会)	・ 審議
16.7.27 (第156回審査会)	・ 審議 ・ 答申